

第1予算審査特別委員会（第4日目）

H23. 3. 17（木）10:00～

第二委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

委 員 長

全員出席。これより本日の会議を開く。

歳入の説明を求める。総務部長。

歳入

吉井部長

（資料に基づき説明する。）

委 員 長

説明が終わった。これより関連議案第14号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P10、市税について景気が悪く市民の生活も苦しい中から、2,600万円程度の伸びで0.6%増と見る理由を説明願う。

② P10、市債について、昨年度から見て、1億4,600万円程度多く借金をすることについて説明願う。

③ P26～P27、民生費負担金の子ども手当費についての国の国庫負担金とP32～P33、道負担金との子ども手当の割合の関係について説明願う。

④ P34～P35、民生費補助金の説明欄の老人クラブ運営費補助金であるが、先日の民生費において老人クラブ運営補助金は100万円程度だった。ここでは道の支出金でも96万円補助金が出るわけで、市からは1,000名近くの老人クラブ会員への運営補助金が4万円程度の支出になるのか確認をしたいので説明願う。

⑤ P50～P51、市債に関連して、まちづくりセンター整備事業債が載っているが、副市長の説明では交付金措置に触れていたと思うが確認したい。この事業債のほかに交付金がどこにあるのか伺う。

加藤課長

① 市税全体の予算の動きであるが、市税については平成22年度の実行見込みを基礎として積算している。市税全体で平成22年度については予算よりも1億1,000万円ほどふえると計算見込みをしている。中身については個人市民税が5,400万円ほど、法人市民税が5,600万円ほどふえると見込んでいる。それを基礎にして総務部長が説明した内容で予算を計上している。今回の3月補正で法人市民税については5,600万円ほど補正をしている。補正後の現計予算と比較すると1,940万8,000円の減額、率は0.7%の減となる。

堀之内主査

② 市債の1億4,600万円の増であるが、P50で市債の関係が記載されていて、総務債ではまちづくりセンターがふえて、土木債では道路新設で大きく減少があるというところを参照願いたい。

⑤ まちづくりセンターの交付金であるが、P28に土木費交付金、15款2項4目土木費交付金の1節、社会資本整備総合交付金の中のP29にある社会資本整備交付金の市街地整備事業の中に、1億円がまちづくりセンター分として入っている。

加藤課長

先ほどの説明で誤りがあったので訂正する。補正後の現計予算との対比については、2,937万4,000円減額、率が0.7%減ということで訂正する。

佐々木部次長

③ 子ども手当の財源の内訳であるが、昨年子ども手当として創設されて、今までやってきた児童手当に上乗せする形でこの制度ができた。ここに記載しているように、児童手当というのは小学校6年生までで、3歳までが1万円、3歳を越えて6年生までが5千円だった。子ども手当になってからは中学3年生までは一律に1万3,000円になって、従来の児童手当を超えた分の全額10割が

国費ということで、約4億6,000万円の10分の1ということになっている。残りの児童手当部分の負担割合としてここに書いてあるように、厚生年金加入者が10分の8とか、国民年金加入者が3分の1などに振り分けられている。全体の想定としては子ども手当7億2,000万円であるが、国費が8割、道費が1割、市費が1割となっている。

深村副主幹

④ 老人クラブ運営費補助金についてであるが、老人クラブに対する市からの補助金としては、各単位クラブに対して100万5,000円、老人クラブ連合会に対しては44万1,000円の計144万6,000円を支出している。歳入の運営費補助金については国費、道費、自治体市町村費ということで、3分の1ずつの負担になっている。したがって歳入の分の96万3,000円については老人クラブに対する補助金のうちの国及び道からの分、3分の2を計上したものである。

委員長
清水

他に質疑はあるか。

① P4、繰越金が骨格予算ということや、まだ会計閉鎖が終っていないということもあって、8,000万円ということであるが、既に補正予算で2億円を基金に繰り出しすると繰越金の23年度の見込みについて伺う。

② 市税一般について、滞納徴収の際に差し押さえということが行われるが、預金差し押さえ、固定資産差し押さえ、年金差し押さえということで、22年度の実績について伺う。

③ P21、保育料の改定表の区分であるが、平成16年から値上げが始まって、その間に区分の基準額も相当変わっていると感じたが、当時最高のところが50万円台だったのが73万4,000円以上ということだが、これは当然国の基準と同じ数値を区切りに使われていると思うが確認したい。また、1割を引き下げるということで、なぜ1割なのかという考え方について、また、超過負担額等について既に資料等で説明はされているが、超過負担が1,300万円くらいであったと思うがそこまで下がって、そういう中で踏み切ることができるというような説明がされたが、全国の市町村では超過負担をしていない自治体はないわけで、厚生常任委員会で酒井委員が求めて出された資料を見ても、国の基準よりも減額幅が大きい市ということで、伊達市、札幌市、恵庭市、旭川市、北見市、苫小牧市、士別市、函館市、北斗市、稚内市である。超過負担額の適正額をどう考えるかということが市町村の姿勢をあらわすものかと思うので、なぜ1割なのかということをお伺い。こうした結果、国基準から見ると1割ということで、平成16年の値上げ幅が23%であったと記憶しているが、基準額が変わってしまっているので、単純には算出はできないと思うが、値上げした分はどれだけ戻すことになったのか伺う。

④ ネット競売のことであるが、実態の金額から比べれば非常に小さいとは思いますが、家庭の中の非常に大事な物を了承を得てだとは思いますが、金額の割には滞納者に与える影響は無視できないと思う。22年度の実績で、何件で幾らあったということをお伺い。またホームページの部分売りも市民意見の中で大した金額ではないのでやめて、市民広報に徹したほうがよい。これは広報にも言えると思うので、そういった庁舎の分も含めて宣伝による収入が何件で総額幾らを見込まれているのか伺う。

山崎課長

① 繰越金の見込みであるが、はっきりしたことは申し上げられないが、1億円を少し超えるくらいかと考えている。これについてはかつて繰越金が多いと地方財政に余裕があると見なされるという中で、翌年度以降財務省との予算折衝にも支障を来すことがあって、繰越金が多くならないように考えているがこ

- としの場合は1億円を少し超えると思う。
- 鎌田副主幹 ② 差し押さえの執行状況について、預貯金では平成22年度2月末現在の実績で、350件、差し押さえ額1,966万6,000円。所得税還付金については63件、117万7,000円。自動車税の還付金等で20件、26万3,000円。給与年金等の差し押さえ118件、1,942万9,000円。生命保険6件、163万7,000円。合計で557件、4,217万2,000円を差し押さえしている。不動産については、ゼロ件である。動産については2件でインターネット競売になる。
- 佐々木部次長 ④ インターネット競売の実績についてであるが、今年度は1回実施しており、公売に付した動産の件数が6件、落札件数が1件である。税金への充当額ということで8,233円の実績である。
- 堀副主幹 ③ 保育料の件であるが、改定表の区分表の中の税金額については国の基準に基づいて行っている。1割引き下げの根拠については、予算の説明資料にもあるように、超過負担がある程度解消してその後、市内の経済情勢ということで個人所得の状況など、他市の状況等を参考にして、財政的にこのままの状況でいけるかどうかをチェックして総合的に考えた結果である。平成16年から5年間で改定して、平成21年で国の定めた額になった。それから10%下げてどうなったかという質問であるが、過去の階層も違っていて、詳しく計算しても出そうな額ではないが、今回10%下げることによって今の数字から約1,200万円下がるということになるが、過去の5年間で平均して15%の改定であり、清水委員のニュアンスと少し違うが、仮に計算した場合に1,800万円くらいになる。
- 清水 ④ ホームページの掲載広告料は76万5,000円を見込んでいる。年間契約で3社、そのほか通常の月時、随時と合わせての額である。そのほか庁舎の広告収入として24万円を見込んでいる。5,000円が1区画、7,500円が2区画でこれを12カ月見込んだ額になっている。
- ① 保育料についてであるが、厚生常任委員会が出された国の基準よりも、減額幅の大きい市の中に滝川市が入るのか。ここまでは下がらないということなのか、この3つの中のどこに入るのか伺う。
- ② 下げるに当たって、どんな意見収集あるいは客観的な意見を伺うような機会を経たかという経過について、また1年前から市長が表明されたということもあるかと思うが、どのあたりからこういったことを検討されたか、さらに下げる上でどういうことが必要だと考えているのか伺う。
- ③ 市税に関しての差し押さえの中の預貯金は、給与、年金は法律で差し押さえてもよいとされている。それは違法行為ではないが、預貯金というのは年金が振り込まれたそのままであるとか、給与が振り込まれたそのままとか、振り込まれる前が5,000円で、20万円振り込まれて20万5,000円になったとして、その20万5,000円の半分を差し押さえるというのは、明らかに差し押さえ禁止物件に抵触する。差し押さえられるような年金給与のない方に対しても、こういった差し押さえ行為をするのか。これについて23年度に何らかの考え方を深めるとか、研究するということについて考えを伺う。
- 佐々木部次長 ① 厚生常任委員会等で回答した資料に基づいてであるが、ことしまでは真ん中の表の国の基準等に入り、今後はその他の分類に入ると考えている。
- ② 数字的には市内の所得状況などをとらまえてきた。次世代育成支援行動計画をつくるときに、市民アンケートを就学前、就学後で保護者からかなり取り、保育料を含めてさまざまな意見をいただいた。定例会や委員会でも数回意見をいただき、そういったことを勘案して検討した。いつごろからということだが、

保育料改定で市民の方の協力と、指定管理、施設を統合等してコストダウンに努めてきた結果、9,000万円あった超過負担金が一昨年、昨年くらいに2,000万円を割ってきたあたりから検討してきた。いろいろな経過を含めて保健福祉部としては国の基準に定めた10%を下げることにについて提案したもので、次のステップまでは具体的に考えていない。

加藤課長

③ 預金の差し押さえについてであるが、地方税法では納税者が納期限までに完納しない場合は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。また滞納者が督促を受け督促状を発してから起算して10日を経過した日までに完納しない場合には滞納者の資産を差し押さえなければならないとうたわれている。実際には連絡をとって税務相談を行ったりして納付をお願いしている状況である。その中で接触が取れない、連絡がなく約束が守られなかった方について、やむなく差し押さえを実施している次第である。預金口座の差し押さえについては、預金口座に入った段階で預金債権の性質が変わり承継しないということで、国税徴収法の通達の判断で押さえている状況で、この考え方は国から特に変更されたということは来ていない。口座の動きを見ながら考慮した形で差し押さえをしているのが実情である。差し押さえした後でもその方から個別の相談を受けて納付を促している。ほとんどの納税者がきちんと納税している中で、滞納されて相談している方も分納という形で納めている。その方々と比較して税の公平さを考えたときに、この差し押さえもやむを得ないのかと思っている。納税については納税相談を実施しているが、そちらのほうも積極的にPRしていきたいと考えている。

堀之内主査

広告料収入の中で広報の広告料収入が抜けていたので追加する。広報たきかわの年間分の全枠が1年間で2社、半年が2社でそのほかに随時分を含め合わせて199万6,000円を見込んでいる。

佐々木部次長

① 保育料の他市との状況の答弁の中で誤りがあったので訂正する。表の中で今は国基準のゾーンにあって、今後は真ん中の表であると申したが、その他の中の分類であった。訂正させていただく。

委員長

他に質疑はあるか。

大谷

P29、公園緑地造成事業の補助金について、以前は公園を2件改修していたと思う。今回、黄金町児童遊園造成で、ここで3分の2以内の助成ということだが、例えば市が2つ計画したとしたら、2つ分の3分の2が助成になるのか、ある程度の頭打ちがあって、今回1つになったのか伺う。

川本課長

今回は黄金町児童遊園1件である。昨年もルピナス公園を整備しており、ことはこの1件だけである。

大谷

昨年とことしでは1件だけだが、以前にさかのぼると2件だったと思うが、以前から1件だったのか。2件申請したら対象になるのか伺う。

川本課長

今まで受けているのは防衛省の補助事業なので、今までも1件ずつであった。2件ということにはならない。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で、歳入及び関連議案第14号の質疑を終結する。

本日まで4日間質疑を行ってきたが、市長に対する総括質疑への留保はふれ愛の里の管理代行負担金について、丸加高原伝習館の契約内容の指導についての2件と確認してよいか。(よし) そのように確認した。ここで暫時休憩する。再開は午後1時とする。

休 憩 10:49

再 開 13:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

総括質疑

委員長

これより市長に対する総括質疑を行うが、審査の過程で特に留保された事項に限るので承知をお願いしたい。

清 水

① ふれ愛の里管理代行負担金についてであるが、第三セクター株式会社滝川グリーンズに対する管理代行負担金が、昨年度よりも388万5,000円増額となっている。この内容の中の約130万円については、既に補正予算審議で述べているので質疑は行わない。ここでは残りの約258万円についての増額が下水道料金の基準で言うと、現在、事業所区分で1,500万円相当払っている。これを浴場料金にすると二百数十万円で済む。そこで定期券分だと答弁されたと思うが、この分に相当する額として258万円を算出して代行負担金を増額するということだが、これは直接的に下水道料金の値下げではないが、理由としてそう述べられた以上明らかに全市の下水道料金を払っている方々や業者の皆さんとの間で、不公平と言わざるを得ない。その点について市長の考えを伺う。

② 丸加高原伝習館の指定管理代行負担金についてであるが、これについては代行負担金の額を問題にしているわけではない。売り上げが2年前に別な業者が行っていた時代より、1,000万円減少しているわけだが、それと同時に雇用人数を常勤雇用が13人から10人、季節雇用が5人から3人に減少している。利用客をふやして売上額を上げるためにサービスを向上させるということが必要であり、その一つとして従業員の人数も質と量ともに必要なわけで、そういう点で、従業員数を増加させて売り上げを伸ばし、市の施設である丸加高原伝習館の利用を高めるという当初の目的を達成すべきと思うが考えを伺う。

市 長

① 私は下水道料金に、指定管理代行負担金に含まれるふれ愛の里の下水道料金に不公平があったということで、全体の不公平のことを言っているのではない。指定管理代行負担金に不公平があったということから、これを是正したいということである。その不公平性は何かということ、ふれ愛の里は下水道料金を事業用の高い料金で払ってもらっている。先ほど数字の話が出たが、少し違うと思いながら聞いていた。私の記憶違いかもしれないので、そのことについては触れないが、業務料金の適用というのは不公平ではないか。通常の浴場は浴場用の料金で極めて低い料金で払ってもらっている。ところが、確かに事業用で浴場用ではない。けれども、ふれ愛の里は市もこれを認めていることではあるが、年間券であるとか、半年券、3カ月券などの発行を認めている。しかしこれは利用回数の統計から言うと、浴場料金よりはるかに安い料金で入っただけだ。こういうものまで業務用として下水道料金を払っていただくというのは、果たして公平なのかという問題意識である。これはやはり不公平ではないかということで、グリーンズからも強い声としては今まで上がってきていなかったが、極めて状況が厳しくなってきた中で、公平性を保ってもらいたいという要請があって市としてもそれは妥当な判断だと考えて、一部について浴場用料金の適用を認める。しかしやり方は予算の段階で説明があったと思うが、この予算組みのやり方でその公平性を図っていくという提案である。公平性がなくなるということではなくて、公平性を担保するためにやった予算計上の措置であるということを理解いただきたい。

② 丸加高原伝習館の件であるが、私は人員がふえれば売り上げがふえてサービスが向上する、人員が減ればサービスの低下になり売り上げが落ちると、直

接結びつくものではないと思っている。それは必要に応じてある意味では夏季と冬季では利用人員も違う、ピーク、オフもある。そういうことであるから人員配置はある程度弾力的に行われる、そのことについても指定管理を受けた企業においては配慮をしながらピーク時には増員するというのをされていると理解している。したがって人員によって売り上げが落ちた、だからふやすべきだという短絡的なことではなく、指定管理を受けたその企業がこれまでの民間企業のノウハウを生かしながら、最大限の条件の中で効果を上げていただく、そのことこそが指定管理制度をつくった本来の姿なのではないかと思っている。

① ふれ愛の里についてであるが、市長は今、下水道料金で不公平があったと述べられたが、それでは下水道料金に不公平があるのであれば、下水道条例を改正するとか、そちらが筋ではないのか。もし下水道条例を改正しないで適用を間違っていたというのであれば、遡及して 258 万円といわず、1,300 万円間違っている金額全額を 5 年でも 10 年でも遡及して、過払いであるから滝川市が払うべきではないのか。市長が言われている不公平というのは、条例上では過払いにならない、払い過ぎではないということではないのかと思うが確認したい。過払いではなかったのかどうか。過払いだったのであればこんな中途半端ではなく全額返還すべきと思う。過払いでないとするばいいその不公平というのは何の不公平なのか。条例上は認められている基準で取っていたことが何が不公平なのか。条例に書き足りないことがあるのであれば、条例にそういったことを追加して改正すればよいことだと思うが、この考え方についてどうか伺う。

② 丸加高原伝習館のことであるが、人数でサービスは決まらないというが、そのとおりだと思う。私が問題にしているのは、利用者が 3 割減っているから公共施設の活用としてはおかしいのではないかと、利用者数を元に戻しましょうということで、前の管理者はそういう利用者数を保っていたわけであるから、ふやすための一つの方策として人員増もあるのではないかとやっている。私も市長のように利用客が維持されて満足されて帰るのであれば、人が少なくとも結構なことで、まさに企業努力であり美しい話であると思うし否定するものではない。3 割も利用客が減っていてもなおかつそういうことを言われるとすれば、他の 61 施設においても利用が減っている、しかし我々も赤字になるから人件費を抑えるのに、市長は丸加高原伝習館でこういうことを言ったから、私たちもそうさせていただきます。利用者数は従業員の人数では決まらない、人数は少なくとも頑張っている姿勢を示していればよいのだというのは、これはモラルハザードである。もう一点は、私は山一工業に変わった時点で、指定管理契約でプロポーザルの結果を決めた審査会の内容がホームページに載っているのでそれを見たら、市としても利用者をふやすためにいろいろな担当者を配置するとか、市の関与を強化しなければいけないとあり、これは異例なことだと思う。指定管理代行というのはほとんど任せてしまうわけだから。そういう点で平成 21 年 2 月にどんなことがあったのか。伺いたいのはそこで出された事業計画そのものの中に、経費としてそもそも 13 人ではなく、10 人の通年雇用、5 人ではなく 3 人の季節雇用にして、そういった低い経理が計上されていて、それを市が最初の段階で受けとめたというのは人をふやすだけではだめで、施設も老朽化しているしということで契約したのであれば、最初からそういうふうに議会で答弁していただければいいわけで、ところが、そうではなく利用者はふやさなければならない、しかし人をふやさなくても利用者はふやせるとい

市長

った精神論のような答弁をされても納得しづらいので、平成 22 年度の 2 月にどんな人件費を含む経費の計画書が出されていたか伺う。

留保案件が何なのか、議会はルールの中で行われているから、留保されたことの本質を議論するということにいたしませんか。ああ言えばこう言うといった議論が変な方向に行くことはやめませんか。

① 私は念を押したはずである。下水道料金に不公平があるということではありません。要するに指定管理代行負担金の中に含まれる下水道料金そのものに不公平があるというふうに思った。それは浴場を行っている皆さん方については浴場用の料金なわけで、ふれ愛の里は事業用で、これには格段の開きがある。したがって浴場料金で利用いただいている皆さん方については何とか浴場用の料金にしていだけないかという、かつてからの願いは小さな声としてあった。それがこういう状況を迎えたときに利益を出して、売り上げで賄えというのはつらいものがあるのではないかということから、指定管理代行負担金の算出根拠について、公平性を確保するために是正したいということである。そのやり方は清水委員が指摘をしたような下水道条例の改正ではなくて、今回の予算で提案させていただいている形でさせてもらいたいという提案である。と答えたわけである。

② 丸加高原伝習館の件であるが、私の申し上げたことは一定の理解をいただけていると質問を聞きながら感じた。ただ、指定管理代行はどんな場合でもほとんど皆任せるということではないと思う。なかなか成果が上がらないということの中から、指定を受けた企業の弱い分については委託をした立場として、どんどんアドバイスもするという必要ではないかと思う。こういうことを幾度かにわたって所管には指示をしている。あの施設は必ずしもすべてが民間企業のノウハウで生きるかといったら結果としてそうではない。社会教育的事業もあり、そのノウハウについてはむしろ市役所のほうが持っているかもしれない。そういう意味では委託すれば人任せで後は自由にやりなさいというのでは必ずしも利用が増加しない。段階においてはよく委託者としての役割も果たしていくということも重要なことであるという判断から、行政の所管もかわって一生懸命努力して公共施設の利用度を高めるべしということで指示を行ったことはある。再三にわたって指示はしているわけである。そういう意味ではこの指定管理者制度は一定の期間を経て非常にうまくいっている部分と、あるいは想定どおりの効果が上がらないという部分がある程度見えてきたと思っているので、この点は少し検証をしながら次なる対策を打っていくことが公共施設のさらなる有効利用につながると思っていて、その点で最大の努力をするつもりである。

清水

丸加高原伝習館については後ほどの討論の中で意見は述べさせてもらう。ふれ愛の里であるが、市長は負担金の中の下水道料金に不公平があると言っているが、不公平というには何かと比較して不公平ということで、浴場料金と事業所料金を比べて不公平と言われるがこれは不公平とは言わない。何と何が不公平なのかを示していただきたい。私は不公平ではなくて、浴場料金であったらこんなに安いのに、しかもここは浴場なのに、何で事業所料金を払わなければならないのかという指定管理者の不満だと思う。そうであれば市長はこの不満というのはふれ愛の里だけが持っている不満ではない。市内の大きなホテル、旅館、あるいは大きな厨房で水を使われているところも事業所料金で払っているわけで、恐らく一月に 100 万円近く払っている事業者もいる。もしそれが不満

		で第三セクターだけその不満を解消するとなれば、それこそ不公平になってしまうのではないのかということで伺う。
市 長		ここで日本語の解説の論争をするつもりはない。私が申し上げているのは、一般の浴場を経営している皆様方と、我々がどう管理代行負担金を支払っているその根拠となっている下水道料金に公平性を欠いている部分がある。これを是正するということはそれなりに根拠のあることだと判断して予算組みをしたものである。
清 水		今の市長の答弁を聞いていて、明らかに不公平なことをされようとしているということを強く思うわけである。そもそも浴場料金の基準というのはどこで決まるかという、いわゆる 380 円以下の料金で、運営をしているふろは浴場料金で、ふれ愛の里は、600 円取っていていろいろなことを言われるが、定期券を買って 1 回当たり 420 円以下になるということであれば、条例のほうを改正するのが公正透明な市政のあり方ではないのか。今の市長と私の話し合いをある程度しないと、ふれ愛の里だけ安くなったと大手のホテル業者は怒ると思う。市長は本当に 420 円の基準をふれ愛の里は超えているにもかかわらず、それでも不公平であると言うのか伺う。
市 長		私は実態を言っているわけで、もしある会社が公衆浴場的施設をつくって、それが公衆浴場として認められれば業務用ではなくなる。公衆浴場用の料金ということになる。ふれ愛の里は確かに法律に基づく公衆浴場ではない。しかし実態としては 420 円以下の公衆浴場料金で入る人が極めて多い。そのことがほかでも受けられればよいがトータルで指定管理しているわけで、この部分を何とかしてもらえないかという要望に対し、それはやはり公平性を欠くということで判断したわけである。同じようなものが民間にも出れば行政としてどう対応していくのかという判断をしなくてはいけない。それが公平性だと思う。何も第三セクターだけを優先するといった考えはない。
清 水		実態で判断するというのは、それを聞いたら職員の皆さんは悩まれると思う。話を広げる気持ちはないが、ホテル業などは実態として大量の入浴に関する上下水道料金を払っている。上水道料金もふれ愛の里どころの料金ではなく高い。そういうところが滝川市は実態として入浴料は 200 円くらいしか取れていない、こういうコスト計算になっていてここは丸々赤字になっているといった説明が出てくればそれに対応されるということなのか伺う。
市 長		ただいま提案をしているふれ愛の里のような事象が起きてきたときには公平性を欠かさないようにしなくてはいけないと思う。
委 員 長		以上をもって市長に対する総括質疑を終了し、すべての質疑を終結する。これより討論に入る。討論順序については初日に決定しているとおり新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、渡辺委員の順となるが、審査の経過から会派代表に限らず討論を行いたいと思うが異議はないか。(なし)そのように決定した。最初に新政会、関藤委員。
		討論
関 藤		新政会を代表し、平成 23 年度一般会計予算及び関連議案に対し、その認定を可とする立場で、若干の意見、要望を付して討論する。
委 員 長		次に市民クラブ、大谷委員。
大 谷		市民クラブを代表して第 1 予算審査特別委員会に付託された、議案第 1 号 平成 23 年度滝川市一般会計歳入歳出予算及びその他関連議案に対し賛成の立場で討論する。

委員長
副委員長

次に公明党、堀副委員長。

公明党を代表し、第1予算審査特別委員会に付託された議案第1号 平成23年度滝川市一般会計予算及び関連議案のすべてに賛成の立場で討論する。

委員長
清水

次に日本共産党、清水委員。

私は日本共産党を代表し、議案第1号 滝川市一般会計予算を否とする立場で、その他の議案を可とする立場で討論を行う。

委員長
渡辺

最後に渡辺委員。

市民の声連合の渡辺精郎です。討論に先立ち、さきの東日本大地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

私は第1予算委員会に付託されました平成23年度滝川市一般会計予算案を否とする立場で、その他の予算関連議案は可とする立場で討論する。

委員長

以上で討論を終結する。討論要旨は整理して3月25日までに事務局へ提出願う。これより採決をする。先に反対討論のあった議案のうち

議案第1号 平成23年度滝川市一般会計予算を挙手により採決する。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。(6:2)

挙手多数である。よって本案を可とすべきものと決した。

次に残りの

議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第14号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第15号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例

議案第16号 滝川市立図書館条例の一部を改正する条例

議案第17号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第18号 滝川市勤労青少年ホーム条例を廃止する等の条例

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館 華月館）

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター分館 本町体育館）

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更正施設）

議案第32号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（浦臼町）

議案第33号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（新十津川町）

議案第34号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（雨竜町）

の15件を一括採決する。本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はないか。(なし)

異議なしと認める。よって本案はいずれも可とすべきものと決した。
お諮りする。委員長報告については正副委員長に一任願えるか。（よし）
そのように決定させていただく。

以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。

この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許したいと思う。

市 長

平成 23 年度一般会計予算及び付託されたすべての議案に対して可としていただいたことに厚くお礼を申し上げます。委員会の運営に当たっては、山口委員長、堀副委員長及び委員各位の真摯な議論、その結果として承認をいただいたことに敬意を表したいと思う。委員会の中での議論を十分踏まえながら市民ニーズに対応した行政執行に努めていきたいと思う。任期中の委員会審議は今回をもって終わるが、これまで常任委員会、特別委員会を通じて委員各位が真摯に議論されたことに改めて厚くお礼を申し上げます。

○山口委員長、堀副委員長退任のあいさつをする。

委 員 長

以上で第 1 予算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 14:04